

お知らせ

愛媛県松山保健所
からのお知らせ

*専門の医師などが相談など
にお答えします！
お気軽にご利用ください。
問い合わせ
愛媛県松山保健所
☎941-1111

愛媛県消費生活条例
が施行されました

愛媛県松山保健所では、後
天性免疫不全症候群（エイズ）
相談の中で、病原体（HIV）
検査を匿名無料にて行ってい
ます。平成17年6月から、そ
の日のうちに結果が分かる検
査方法を導入することになり
ました。
エイズに関する悩み、不安、
疑問などを抱えている方は、
ぜひご利用ください。そして、
この機会にエイズの正しい知
識を持ち、誤解や偏見をなく
しましょう。

日時 毎週水曜日
13時～14時
場所 松山市北持田町132
愛媛県松山保健所
1階予診室
*匿名無料で受けられます！
(プライバシーなどの秘密
は絶対守ります)
*採血後、約1時間ほどで結
果がわかります！
(追加確認検査が必要な場
合もあります)

●条例改正の背景

近年の規制緩和やIT化の
進展などにより、消費者トラ
ブルが増加しています。その
内容も複雑・多様化している
ことから、愛媛県では、県民
の消費生活のより一層の安定
及び向上を図るため、愛媛県
消費者保護条例を改正し、愛
媛県消費生活条例として、平
成17年4月1日から施行しま
した。

●主な改正の内容

- ①基本理念として、消費者
の権利の確立及び消費者
の自立の支援
- ②県・事業者の責務、消費
者の役割の見直し
- ③啓発活動、消費者教育の
充実
- ④事業者による「不適正な
取引行為」の禁止（平成

17年7月1日施行）
⑤知事への申出制度

●条例の詳しい内容

愛媛県のホームページ
(<http://www.pref.ehime.jp/>)
の「暮らし・防災」→「消費・
家庭生活」の「愛媛県消費生
活条例の施行について」をご
覧ください。
問い合わせ
愛媛県県民環境部管理局
県民生活課消費生活係
☎912-2336

～議会事務局からのお知らせ～

平成17年松前町議会第2回定例会（6月議会）
の開催は6月17日（金）を予定しています。
問い合わせ
議会事務局 ☎985-4130

プラスチック類の分別をきちんとしよう！

●プラスチックごみとは？

☑マークのある食料品・日用品の容器や、
レジ袋、トレイなどで使われるプラスチック
製容器包装と白色トレイを分別収集の対象と
しています。

〈対象となる物〉

鶏卵パック、シャンプーな
どの容器、鮮魚・食肉用な
どのトレイ、ペットボトル
のキャップ及びラベル、お
菓子の袋、カップめんの容
器など



注射器は絶対に入れないでください！

*収集されたプラスチックごみの中から注射器が出てき
ました。注射器は感染性医療廃棄物であり、事故の原
因になりますので絶対に出さないようにしてください。
(使用後は購入元に相談して処理してください。)

〈対象とならない物〉

ライター、プラスチックでできたおも
ちゃ、洗面器、洗濯バサミ、プランタ
ーなどは埋立ごみで出してください。
*ライターは必ず使い切ってから出
してください。



『1人ひとりがルールを守って正しい分別をおこないましょう！』

問い合わせ 役場生活環境課 ごみ対策係
☎985-4117